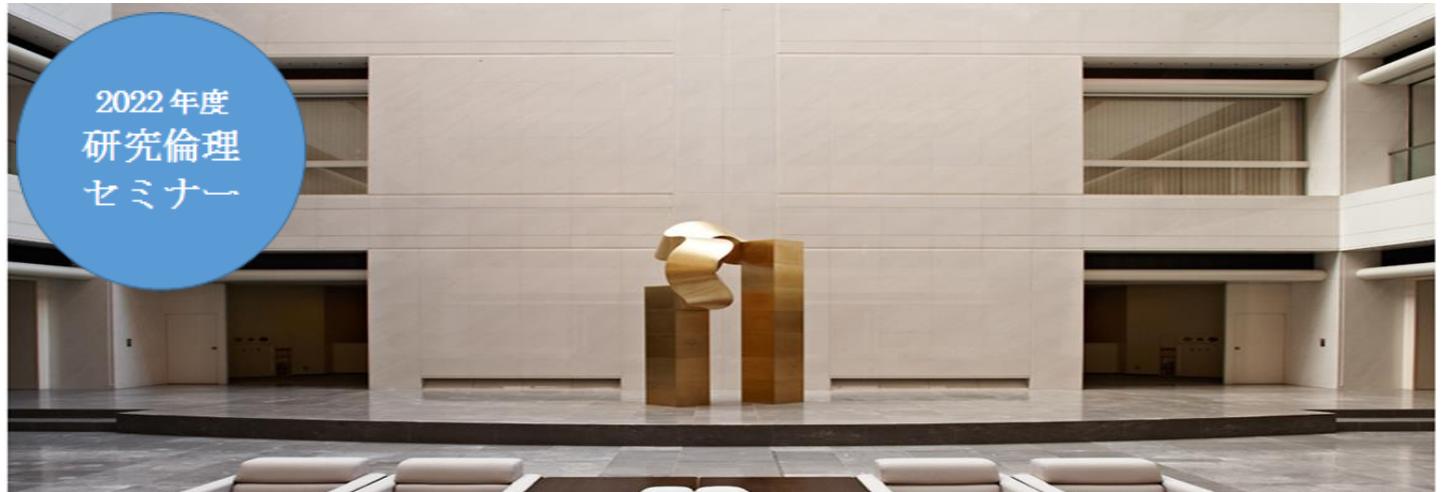


2022年度
研究倫理
セミナー



論文作成における倫理

論文作成における基本的なことがらについて、ここ数年間に大学院において論文の盗用に対する無頓着さが目立つようになってきている。他の研究者の論文を盗用して論文を作成して、研究者として身分を失う事例が新聞で報道されることもある。なぜ他人の書いたものや他人の研究成果を、そのまま自分のものとして用いてはならないのか。この基本的なことがらも知らずに、無意識にコピー作業が行われることがある。

研究とは何か、その根源的なことを知らずに、論文作成作業に向かうのは不幸なことである。他人の業績にもっぱら依拠する態度は、研究ではない。むしろ、研究を正面から否定することになる犯罪である。盗用は論文作成することによって、研究それ自体を否定することになる社会的にも恐ろしく危険な行為である。単なる学びと研究とは異なる。

このことについて知る機会を提供したいと考えている。

講師：松川正毅 教授
(大阪学院大学法学研究科教授・大学院部長)



日時：2022年4月6日(水) 10:30～11:00

場所：本学5号館地下2階01教室

対象：大学院新入生

お問合せ：大阪学院大学大学院教務事務室

E-mail：gsoffice@ogu.ac.jp / TEL：06-6381-8434

大学院生の皆さんへ（研究活動における不正行為の防止）

本学は、研究活動に携わるすべての構成員に係る倫理的な態度と行動規範として制定した「研究活動における不正行為防止に関する基本方針」をはじめ、各種規程やルールを制定して、研究活動における不正行為の防止に努めています。

「研究活動における不正行為」とは、文科省によると「研究者倫理に背馳（はいち：背き離れること）し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学コミュニケーションを妨げる行為」と定義され、「研究活動における不正行為の対応等に関するガイドライン」（文部科学大臣決定）で対象とする不正行為は、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の「捏造」「改ざん」及び「盗用」で、これを「特定不正行為」といいます。

勿論、これは研究者に対してだけでなく、研究活動を行ううえでは大学院生の皆さんにも当てはまることです。悪質な不正行為を行った場合は、停学や退学処分など厳しく罰せられ、卒業不可や延期に限らず、奨学金の停止や廃止などにも繋がるばかりか、指導教員に対しても管理監督責任が問われることになります。ウェブや書籍、他の論文から「コピペ」をして出所を明記せず、自分の文章のようにして論文を作成する行為などは明らかな著作権法違反で、研究倫理に背く許されない行為と認識しておいてください。

捏 造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗 用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

参 照

研究活動における不正行為防止に関する基本方針 (<https://www.osaka-gu.ac.jp/research/research/outline2.html>)

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン (https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm)

科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－【テキスト版】 (https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1353972.htm)

大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部 研究活動における行動規範

大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公正性を確保するため、また研究活動のさらなる発展を目的として、以下の行動規範を定める。よって、研究者等は以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

この規範において「研究者等」とは、専任、非常勤を問わず、本学で研究活動に従事する教職員、学生および研究活動を支援する者をいう。

1. 法令の遵守：研究者等は、研究の実施、研究費の使用にあたり、関連法令や関連規則等を遵守する。
2. 研究活動：研究者等は、研究の立案、計画、申請、実施および報告等の過程において、誠実に行動する。また、研究・調査データや資料等を管理し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わない。
3. 他者との関係：研究者等は、研究活動において守秘義務を厳守し、また、個人情報の保護に努める。
4. 差別やハラスメントの排除：研究者等は、研究活動において人種、性、地位、思想、宗教等により個人を差別せず、公正に対応し、個人の自由と人格を尊重する。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行わない。
5. 利益相反：研究者等は、研究、審査、評価等において、個人と組織または異なる組織間の利益の相反に十分注意を払い、公共性に配慮し適切に対応する。
6. 不正行為の防止：研究者等は、不正行為があった場合、その是正に努める。また、不正行為が現に行われ、もしくは不正行為が行われたことを知った時は、それを放置せず適切に処置をとる。
7. 研究倫理教育の受講：研究者等は、本学が課す研究倫理教育を3年毎に受講する。なお、他機関に所属している、もしくは以前他機関に所属していて、研究倫理教育を受講済みの場合は、効力を有するものとする。

附則 この規範は、平成26年10月1日から施行する。 附則 この規範は、平成28年10月1日から施行する。

附則 この規範は、令和元年6月1日から施行する。 附則 この規範は、令和元年10月1日から施行する。